

介護保険施設における食費・居住費と高額介護サービス費の 負担限度額が令和3年8月1日から変わります

① 介護保険施設入所者やショートステイ利用者に対する食費・居住費の助成制度の要件が、以下のとおりとなります。

③ 預貯金要件の見直し③

	収入に関する要件	R3年7月までの 資産要件	R3年8月からの 資産要件
年間の年金収入等	80万円以下の場合 (第2段階)	単身 1,000万円以下 夫婦 2,000万円以下	単身 650万円以下 夫婦 1,650万円以下
	80万円を超え、 120万円以下の場合 (第3段階①)		単身 550万円以下 夫婦 1,550万円以下
	120万円を超える場合 (第3段階②)		単身 500万円以下 夫婦 1,500万円以下

※年金収入等：公的年金等収入額(非課税年金を含みます。)+その他の合計所得金額

🍴 食費の負担限度額の見直し 🍴

		施設に入所されている方		ショートステイをご利用の方	
		R3年7月まで	R3年8月から	R3年7月まで	R3年8月から
年間の年金収入等	80万円以下の場合 (第2段階)	390円	390円	390円	600円
	80万円を超え、 120万円以下の場合 (第3段階①)	650円	650円	650円	1,000円
	120万円を超える場合 (第3段階②)	650円	1,360円	650円	1,300円
補足給付の対象ではない方 (第4段階)		ご負担いただく額は、施設と 利用者の契約により決まります。 (従来どおり)		ご負担いただく額は、施設と 利用者の契約により決まります。 (従来どおり)	

★食事の提供に要する平均的な費用額(基準費用額)は1,392円→1,445円(日額)となります。

★居住費(お部屋代)の負担限度額には変更ありません。また、生活保護受給者や老齢福祉年金受給者等(第1段階)の負担限度額は、食費・居住費ともに変更ありません。

② 毎月の負担上限額(高額介護サービス費)が変わります。

介護サービスの利用者と同一世帯に、年収約770万円以上の65歳以上の方がいる場合、毎月の負担上限額が以下のとおり変わります。

新設	課税所得 690万円(年収約1,160万円)以上	140,100円(世帯)
	課税所得 380万円(年収約770万円)～課税所得 690万円 (年収1,160万円)未滿	93,000円(世帯)

★上記以外の市町村民税非課税世帯の方等の負担上限金額には変更ありません。